



保護者のみなさんへ

平成30年度 松前町私立幼稚園就園奨励費補助金の御案内

松前町では、お子さんが私立幼稚園に就園している保護者の経済的負担を軽くするために、幼児の世帯の市町村民税額に応じて保育料等の一部を補助する「就園奨励費補助金」の交付を行っています。対象となる世帯で補助金の交付を希望される保護者の方は、下記により手続きをお願いします。

1 補助の対象となる世帯

保育料等の補助を受けることができる世帯は、次のすべての要件を満たす世帯です。

- (1) 幼児が当該年度に私立幼稚園に在園していること（子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園を除く。）
- (2) 幼児の満年齢が3歳、4歳または5歳であること（当該年度の4月1日現在）
- (3) 幼児及び幼児の保護者が松前町に住所を有していること
- (4) 幼児の保護者及び世帯の構成員に松前町の町税等（国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。）を滞納している者がいないこと
- (5) 私立幼稚園の設置者が当該幼児の保護者に対し、保育料等を減免すること

2 提出書類

- | | |
|---------------------------------------|--|
| (1) 保育料等減免措置に関する調書（様式第3号）※幼児1人につき1枚提出 | } 必要事項を記入・押印の上、幼稚園が指定する日までに幼稚園に提出してください。 |
| (2) 税情報等開示に関する対象保護者の同意書（様式第4号） | |
| (3) 添付書類 | |

ア 平成30年度の課税証明書

役場1階税務課で交付しています。証明手数料が1部につき300円です。印鑑と身分証明書（免許証等）を持参の上、税務課窓口へお越しください。なお、窓口でこのお知らせ文書をご提示ください。

また、保護者が直接窓口へ行くことが難しい場合は、代理請求や郵送請求も可能です。詳しい請求の仕方等については、あらかじめ税務課へお問い合わせください。（松前町役場税務課：089-985-4109）

平成30年1月1日現在の住所が松前町以外の方は、前住所地の課税証明書（必ず所得割、均等割課税額の明記されたもの）を取り寄せてください。

同一世帯から複数の申請を行う場合は、一部については各証明書の原本を添付し、その他についてはそのコピーを添付することができます。

なお、課税の証明書は次の証明書でも構いません。必ず同一世帯で所得のある方全員分を提出してください。（ただし、地方税法による住民税の住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除及び配当控除の適用を受けている方は、必ず、幼稚園就園奨励費補助金申請専用の証明書の提出をお願いいたします。）

- (ア) 平成30年度町県民税納税通知書の原本
- (イ) 平成30年度町県民税特別徴収税額の通知書の原本
- (ウ) 生活保護を受けられている方は福祉事務所長の証明書



イ ひとり親世帯等（ひとり親の世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等）であることを証する書類（該当する世帯のみ）

（ア）ひとり親の世帯の場合

児童扶養手当受給者証の写し又はひとり親家庭医療費受給者証の写し（提出できない場合は「戸籍謄本」の写し）

（イ）同一世帯に在宅障がい児（者）がいる場合

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当の支給対象児または障害基礎年金等の受給者であることを証明する書類のいずれか

ウ 幼児の兄又は姉の在園証明書等（該当する世帯のみ）

幼児の兄又は姉が、幼児と別の保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援若しくは特例保育・家庭的保育事業等を利用する場合は、その旨を証する書類を添付してください。

ただし、3ページの階層区分で第Ⅰ階層～第Ⅲ階層に該当する世帯については、必要ありません。

3 留意事項

- （1）補助金額については、幼稚園に納めた保育料等の範囲内になりますので、納めた保育料等が補助限度額を下回るときは、納めた金額が補助限度額となります。
- （2）年度の途中で入退園または転出した場合は、補助限度額より減額して支給します。
- （3）補助金は、在園している幼稚園を通じて交付されます。
- （4）保育料等減免措置に関する調書の「世帯の状況」欄には、幼児を含め同一世帯の方全員を記入してください。
※単身赴任や別居等により幼児と同一の住所に住民登録をしていなくても、生計を同じくしている場合や生計の援助がある場合は同一世帯とみなします。
- （5）父母の合算した市町村民税所得割額を補助基準に適用します（世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者の所得割額を合算）。
- （6）本事業における町民税所得割課税額は、地方税法による住民税の住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除及び配当控除の適用前の額となります。
- （7）同一世帯に、松前町の町税等（国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。）を滞納している方がいる場合は補助金の交付はできませんのでご注意ください。

4 その他

この申請は、各幼稚園長がとりまとめて町へ申請するため、期限に遅れないよう、必ず園児が通っている幼稚園へ提出してください。

なお、修正申告をした方は必ずその旨、幼稚園にお伝えください。

5 幼稚園への提出期限

平成30年 月 日（ ） 厳守

<補助限度額（年額）>

階層区分		入園料・保育料の補助限度額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護世帯	204,000円	204,000円	204,000円
II	平成30年度市町村 民税が非課税とな る世帯	168,000円 (204,000円)	204,000円	204,000円
	平成30年度市町村 民税所得割のみ非 課税の世帯			
III	平成30年度市町村 民税の所得割課税 額が77,100 円以下となる世帯	91,000円 (168,000円)	147,000円 (204,000円)	204,000円
IV	平成30年度市町村 民税の所得割課税 額が211,20 0円以下となる世 帯	36,000円	120,000円	204,000円
V	上記区分以外の世 帯	0円	102,000円	204,000円

注1 ひとり親世帯等（ひとり親の世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯）は（ ）内の金額を適用する。

注2 小学校3年生までの兄及び姉（就学又は就園している者）を多子の算定対象とし、さらに第III階層以下の世帯についてはこの年齢制限を撤廃し、保護者と生計を一にする兄弟等（就学又は就園状況は問わない。）を算定対象とします。

【お問い合わせ】

松前町 福祉課 保育幼稚園係
電話 089-985-4116（直通）

調書記入上の注意

- 幼児1人につき1枚提出してください。
- ボールペンやサインペンで記入してください（鉛筆不可）。
- 修正液は使用しないでください。
訂正する場合は、二本線を引き、上から訂正印を押してください。

幼児本人を含む、生計を一にする世帯員を全員について記入してください。（別居の兄弟等含む。）

「4」、「5」、「6」について、該当の有無に丸をつけてください。
該当する場合には、（ ）内を記入の上、その旨を証する書類を添付してください。
「6」については、該当者の備考欄に「障がい」と記入してください。

様式第3号（第5条関係）

保育料等減免措置に関する調書

1 在園幼児について フリガナ マサキ タロウ		2 在園幼稚園名 松前幼稚園			
氏名 松前 太郎					
平成××年×月×日生（満×歳） 男 ・女					
3 在園幼児の属する世帯の状況（ 4月 1日現在）		父の住所：東京都〇〇〇・・・・			
フリガナ 氏名	生年月日 （満年齢）	幼児との続柄	備考	町民税課税額	
				均等割額	所得割額
マサキ 松前 イチロウ 一郎	平〇路〇〇年〇月〇日生 （ × 歳） 男 ・女	父	別居	〇〇〇円	〇〇〇円
マサキ 松前 ハナコ 花子	平〇路〇〇年〇月〇日生 （ × 歳） 男・ 女	母		〇〇〇円	〇〇〇円
マサキ 松前 アユミ あゆみ	平〇路〇〇年〇月〇日生 （ × 歳） 男・ 女	姉	他園		
マサキ 松前 ジロウ 次郎	平〇路〇〇年〇月〇日生 （ × 歳） 男 ・女	祖父	障がい	〇〇〇円	〇〇〇円
マサキ 松前 ウメ 梅	平〇路〇〇年〇月〇日生 （ × 歳） 男・ 女	祖母			
マサキ 松前 タロウ 太郎	平〇路〇〇年〇月〇日生 （ × 歳） 男 ・女	本人			
4 生活保護適用の有無	無 〇 ・ 有 （ 年 月 日から適用開始）				
5 ひとり親家庭の該当	無 〇 ・ 有 （ 父子家庭 ・ 母子家庭 ）				
6 在宅障がい者の有無	無 ・ 有 〇 （ 該当事由： 身体障害者手帳 ）				
7 在園幼児の保護者の住所・氏名	（現住所） 松前町大字 筒井631番地		（氏名） 松前 花子 印		
上記の者は、当幼稚園の園児であることを証明します。					
※こちらは幼稚園が記入する欄ですので、空欄で結構です。					
幼稚園長 又は補助事業者 印					

生計を一にしている世帯員で、別居している方がいる場合は、該当者の備考欄に「別居」と記入し、欄外に住所を記入してください。

生計を一にしている世帯員で、課税されている方全員の市町村民税額を記入してください。

幼児と異なる幼稚園等に在園（※1）している兄又は姉がいる場合は、備考欄に「他園」と記入し、在園状況の分かる書類を添付してください。
※第Ⅲ階層以下の世帯を除く。

幼児の保護者を記入・押印してください。ただし、幼児と同一の住所に住民登録をしている方になります。
（記入例の場合、父が県外で単身赴任のため、申請者は母になります。）

※1 「幼稚園等に在園」とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援若しくは特例保育・家庭的保育事業等を利用する場合のことを言います。